

概要

- 平成17年（2005年）に世界自然遺産として登録。知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間30万人以上の利用者が訪れている。
- ヒグマの出没と集中利用による植生の踏み荒らしなども発生し、安全対策の観点、自然環境保全上の課題が生じてきた。
- 環境省、北海道、斜里町、地元関係団体、専門家からなる「知床五湖の利用のあり方協議会」を組織し、平成23年から利用調整地区の運用が開始。

利用調整の内容

- 「知床五湖の利用のあり方協議会」において、利用適正化計画を策定。1.利用調整を行う期間、2.利用者の人数の範囲、3.利用できる期間、4.注意事項、5.立入りの基準、6.立入り認定手数料を定めている。指定認定機関は（公財）知床財団。
- 利用調整期間：4月15日～10月20日
- ヒグマ活動期：5月10日～7月31日。1チーム11名以下とし、1時間あたりに立ち入ることができるのは7チーム、1日あたりの利用者数の上限は500人まで。同期間は登録引率者の同行が義務づけられている。
- 植生保護期：ヒグマ活動期以外の期間。1日あたりの利用者数の上限は3000人、1時間あたりに立ち入ることができるのは300人としている。
- 知床五湖フィールドハウスにおいて事前レクチャーを受講することが必須。

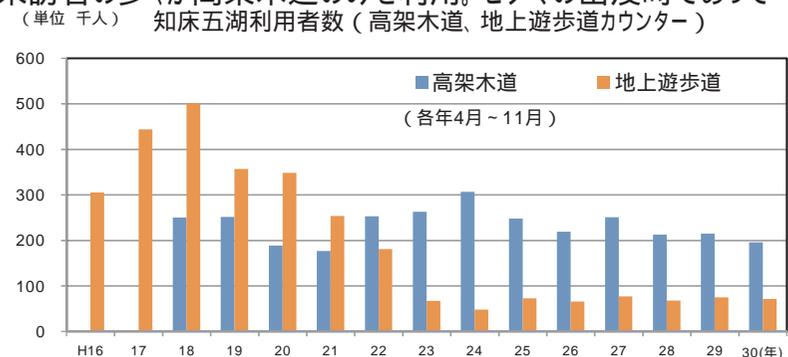
利用調整の効果、課題と今後の方向性、その他

利用調整の効果

- 立入人数の設定や事前レクチャーを行うことで立入りが分散し、混雑が大幅に解消。また、一定の植生回復が確認されている。さらに、その結果として質の高い利用が確保されている。
- ヒグマに対するリスク管理により、全体的には安定的な利用状況にある。（現在では来訪者の多くが高架木道のみを利用。ヒグマの出没時であっても、多くの利用者がその影響を受けることなく知床五湖を楽しむことができる。）

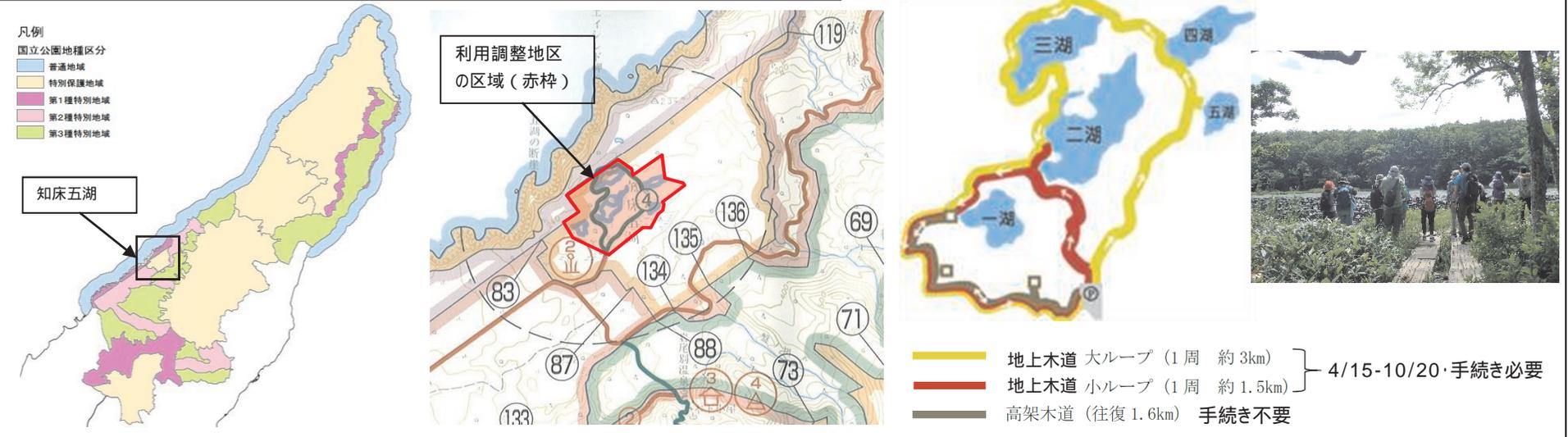
課題と今後の方向性

- 観光シーズンの7月から9月は歩道上や駐車場において利用の集中が発生している。
- また、近年はヒグマとの遭遇件数が増加、また、ヒグマの出没が従来少ないとされた時期の遭遇による地上歩道の閉鎖も課題。安全な利用環境を確保するためには、関係者が協力してヒグマのリスク管理をこれまで以上に進める必要がある。
- 植生回復に向けて負荷を一定程度に抑えるため利用調整の継続及びモニタリングが必要。
- 外国人利用への対応も図る必要がある。



利用調整地区の現状と課題 — 知床五湖 [2/2]

知床五湖利用調整地区の位置及び区域、遊歩道



知床五湖散策制度「知床五湖登録引率者」(平成23年~)

制度の概要

- ヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とすることで、リスクの低減を図る。
- 引率者は、ヒグマに遭遇した際に、同行者の安全を確保する責任を担うこととし、「知床五湖の利用のあり方協議会」において養成し、資格審査を行う。
- 審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とする。
- 毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行う。

求められる知識・技術

知床五湖の地理を熟知していること。
知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。
知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。
知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。
知床五湖で同行者を引率する際の危機管理に関する知識を有していること。
知床五湖で最大10名の同行者の統率をとり行動できること。

引率者の要件

成人であること。 / 事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上(アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額)の賠償責任保険に加入していること。 / 普通救命救急講習又はそれに準ずる講習を、各講習が規定又は再受講を推奨する期限以内に受講していること。 / 知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる登録引率者代表(3名)の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任ができること。

登録引率者になるメリット

知床五湖のヒグマ活動期のツアーを引率できる。 / 知床五湖HPに情報が掲載される。 / ヒグマの対処法を取得できる。資格取得後も充実した研修制度あり。

利用調整地区の現状と課題 — 西大台 [1/2]

概要

- 吉野熊野国立公園大台ヶ原は、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が残り、トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラジロモミブナ群落が主となっており、静寂で原始的な地域。
- ニホンジカの樹木剥皮等による森林衰退やドライブウェイ開通後の利用者の増加による負荷の増大など様々な影響が懸念されることから、利用による負荷を抑え、現状の良好な森林地域の保全を強化するために平成19年9月から利用調整地区制度の運用開始。年間約3,000人が利用。

利用調整の内容

- 利用調整期間：4月～11月
- 指定認定機関：上北山村商工会
- 利用調整地区への利用者の人数の範囲は右表の通り。
- 10人を越える団体の利用、動植物を捕獲する網・竿等の持ち込みを禁止。
- 大台ヶ原ビジターセンター及び上北山村商工会において、事前レクチャーを受講することが必須。

期間	人数
利用集中期 の土日祝日 4月下旬から5月下旬、10月上旬から11月上旬	100人/日
利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日	50人/日
利用集中期以外の平日	30人/日

利用調整の効果、課題と今後の方向性、その他

利用調整の効果

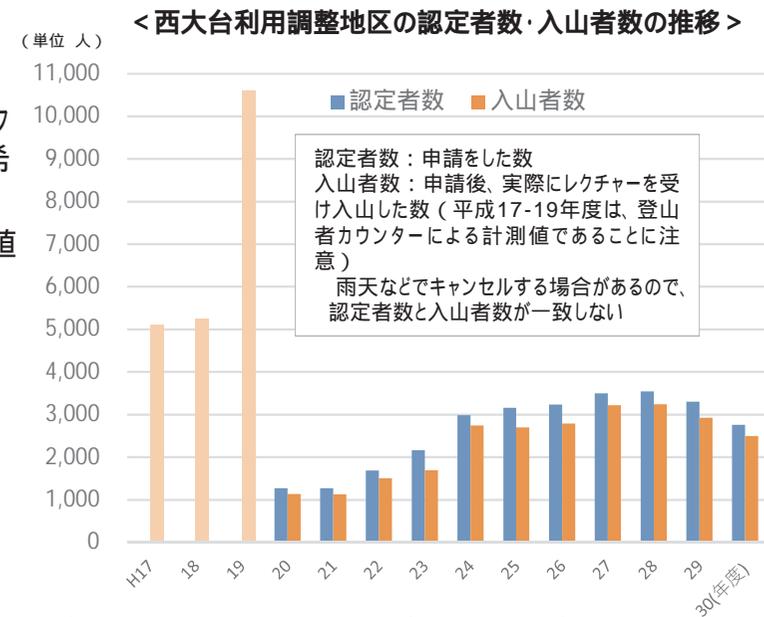
- 「自然環境への負担軽減」については、利用者数をコントロールできていること、事前レクチャーによる普及啓発により、以前に確認されていた歩道外での植生の踏み荒らしや希少植物の盗掘などが改善されるようになった。
- 限定的ではあるが、原始的な自然が残されている地区を利用調整地区と指定し、価値を高めることで、そこを訪れるための観光ツアーが生まれ、一定の利用者が訪れている。

課題と今後の方向性

- 利用調整地区制度の開始以降、リピーターの割合が減少。混雑感・満足度のモニタリングを行いつつ、リピーター割合をどの程度まで高めればよいのか、またそのためにはガイド利用推進とあわせて、何をすればよいのかを検討することは今後の課題。
- 施設の修繕や窓口業務、事前レクチャーの実施に要するコストが運営側の負担となっている。利用者数が減少傾向にある中で、どのように安定的に運営するかが課題。

その他

- 協議会が順応的に運営される中で、ガイド、山岳団体、観光協会等が利用者の視点から積極的に発言し、立入り認定手続きの時間短縮、立入り認定手続きの簡素化などに係る課題が徐々に解決されている。（平成29年より当日認定も実施：1日10人まで）



利用調整地区の現状と課題 — 西大台 [2/2]

大台ヶ原登録ガイド制度 (平成29年度～)

目的

- 「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的

ガイド像と登録要件

- 大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制度」の意義・目的に賛同する方

制度内容

- 対象範囲：西大台を中心とした大台ヶ原
(西大台・東大台、小処ルートを含む)
- 実施主体：大台ヶ原の利用に関する協議会
(協議会事務局：近畿地方環境事務所、
登録ガイド制度事務：大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会)

- 登録料：8,000円/3年間

- 登録ガイド数：31名(個人)(令和元年8月時点)

ガイド登録の要件

- ガイド共通ルールへの同意
- 安全にガイドができる知識と技術を有していること
- 救命・救助法講習修了
- 賠償責任保険加入
- ガイド情報公開
- 登録講習の受講

登録の流れ

ガイドが登録に必要な書類を上北山村観光協会に提出
協議会で書類を審査し、その結果を通知
協議会が開催する登録講習会を受講
登録料(8,000円/3年)を納付
登録証の交付
大台ヶ原登録ガイドとして活動可能に。(ホームページに掲載)

大台ヶ原の利用に関する協議会：国、地方自治体、関係団体など34機関により構成。大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会：大台ヶ原の利用に関する協議会のもとに設置。近畿地方環境事務所、奈良県、川上村、上北山村、上北山村商工会、上北山村観光協会により構成。

西大台利用調整地区の位置及び区域



登録のメリット

- ホームページなどでの周知
- 年2回環境省主催で実施される講習会を受講可能

登録料の用途

- ホームページ管理・更新費
- 登録証(カード)の発行費用
- その他通信費 等

